

成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託（回送嘱託）の取消しの申立てについて

水戸家庭裁判所

1 はじめに

成年被後見人（以下「本人」といいます。）に宛てた郵便物等を成年後見人に配達すべき旨の嘱託（回送嘱託）の審判があった後、次のような事情が生じたときは、回送嘱託の取消しの申立てをして審判を得る必要があります（民法８６０条の２Ⅲ）。

- ① 当初別居していた成年後見人と本人が回送嘱託期間中に同居するに至った場合
- ② 回送嘱託期間中に成年後見人が辞任しようとする場合

2 申立てに当たっての留意事項

- (1) 申立てをすることができる方は、本人、成年後見人及び成年後見監督人に限られます。既に辞任し、又は解任された元成年後見人は、本件申立てをすることができません。
- (2) 本人が死亡した場合については、本件の申立てをする必要はありません。本人が死亡した旨を速やかに信書送達事業者（集配郵便局等）に届け出て、郵便物等の回送を中止してもらってください。

3 申立てに当たって必要なもの

- 申立書（２枚綴り）
- 収入印紙 ８００円（申立書１枚目に貼付）
- 郵便切手 １６８円（内訳：８４円×２枚）

※ 郵便物等の回送を受けている成年後見人以外の方が申立てをす

る場合は、1,194円（内訳：500円×2枚、100円×1枚、84円×1枚、10円×1枚）を加算してください。

※ 成年後見人が複数の場合は、成年後見人が1人増えるごとに1,194円（内訳は上記のとおり）を加算してください。

※ 嘱託先が複数の場合は、嘱託先が1増えるごとに84円を加算してください。

（添付資料）

回送嘱託審判後に申立人又は本人の住所が変わった場合
住民票の写し

回送嘱託審判後の事情変更を疎明する資料

※ ただし、上記1の①、②及び④の事情による申立ての場合は、資料の提出は原則不要です。

身上監護の権限のみを有する成年後見人が本件申立てをする場合
本件申立てをすることについての財産管理の権限を有する成年後見人（以下「財産管理後見人」といいます。）の同意書

複数の財産管理後見人の1人が本件申立てをする場合
本件申立てをすることについての他の財産管理後見人の同意書

成年後見監督人が選任されている場合
本件申立てをすることについての成年後見監督人の同意書

※ 申立て後に追加の資料の提出を求めることがあります。